

令和7年10月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ワ)第70419号 投稿記事削除請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月6日

判 決

5 原 告 カバ ー 株 式 会 社
同訴訟代理人弁護士 田 中 圭 祐
同 吉 永 雅 洋
同 蓮 池 純
同 宝 屋 敷 恭 男
10 ほか
被 告 X C o r p .
同訴訟代理人弁護士 山 内 貴 博
同 平 津 慎 副
同 伊 藤 菜 月
15 同 上 村 拓 也
ほか

主 文

- 1 被告は、別紙投稿記事目録記載の投稿を削除せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

25 本件は、原告が、X（インターネットを利用してポストと呼ばれる140文字以内のメッセージ等を投稿することができる情報ネットワークをいう。）のウェブサイト上に投稿された別紙投稿記事目録記載の投稿（以下「本件投稿」という。）

により、原告に帰属する別紙著作物目録1のイラストの著作権（複製権及び公衆送信権）が侵害されていると主張して、Xを管理運営する被告に対し、著作権法112条1項に基づき、本件投稿の削除を求める事案である。

これに対し、被告は、請求原因事実を全て認めることはできないものの、原告が著作権を有することのほか、著作物性、類似性、依拠性、侵害行為につき、い
5 ずれも争わず、抗弁も主張しなかった（第1回口頭弁論調書参照）。

第3 当裁判所の判断

証拠及び弁論の全趣旨によれば、請求原因事実はいずれも認められるところ、
本件訴訟の経過等に鑑み、次のとおり、判断を示すこととする。

1 著作物性

証拠（甲5の各証、6）及び弁論の全趣旨によれば、別紙著作物目録1記載の
イラスト（以下「本件イラスト」という。）は、原告が運営するV T u b e r（バ
ーチャルY o u T u b eタレント）事務所に所属する「獅白ぼたん」（以下「本
件タレント」という。）として使用されているイラストであって、その顔の表情、
15 向き、髪色、服装、ポージング等に創意工夫がされ、著作者の個性が現れた創作
的表現であると認められる。したがって、本件イラストは、著作物性があるもの
と認めるのが相当である。

2 著作権の帰属

証拠（甲3の各証、5の各証、6）及び弁論の全趣旨によれば、①訴外イラスト
20 レーターが作成し原告に納入した別紙著作物目録2記載のイラスト（以下「本
件元イラスト」）の著作権は、原告と同イラストレーターとの業務委託契約に基
づき、原告に帰属すること、②本件イラストは、本件元イラストに基づき、原告
の従業員においてポーズを作成し、レタッチを行って作成したものであること、
以上の事実が認められる。上記認定事実によれば、本件イラストは、本件元イラ
25 ストの二次的著作物に当たり、かつ、原告の発意に基づき原告の業務に従事する
者が職務上作成する著作物であって、原告が自己の著作の名義の下に公表するも

のであると認められる。そして、原告に帰属しない旨の別段の定めがあるものは認められない。

したがって、本件イラストの著作権は、著作権法15条1項により、原告に帰属するものと認められる。

5 3 類似性、依拠性及び侵害行為

証拠（甲4の各証）及び弁論の全趣旨によれば、本件投稿中の画像（以下「本件画像」という。）は、本件イラストの頭部部分を切り取ったものであり、本件イラストに依拠したものであることは明らかである。

また、本件画像は、本件イラストの内容及び形式を覚知させるに足りるものを有形的に複製したものと見える。そして、本件投稿は、本件画像をインターネット上に掲載するものであり、サーバーへのアップロードを必然的に伴うものであることからすると、当該サーバーに本件画像が有形的に複製されているといえる。そうすると、本件投稿は原告の複製権（著作権法21条）を侵害する。

次に、本件画像をサーバーにアップロードすることは、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に情報を記録するものであるといえるから、送信可能化に該当する（著作権法2条1項9号の5イ）。そうすると、本件投稿は、原告の公衆送信権（同法23条）を侵害する。

したがって、本件画像は、本件イラストに依拠し、本件イラストを複製するものであり、本件イラストの著作権を侵害するものといえる。

4 まとめ

以上によれば、本件投稿は、原告保有に係る本件イラストの著作権を侵害するものと認めるのが相当である。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言については、相当ではないからこれを付さないこととする。

東京地方裁判所民事第40部

5

裁判長裁判官

中 島 基 至

10

裁判官

坂 本 達 也

15

裁判官

小 橋 陽 一 郎

(別紙)

(別紙省略)